

参考資料

20200302中庁第4号

令和2年3月3日

各府省等中小企業官公需担当官 殿

中小企業庁長官

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者に対する官公需における配慮について（要請）

官公需に関する中小企業・小規模事業者の受注機会の増大につきまして、平素より格段の御配慮を頂き御礼申し上げます。

さて、御承知のとおり、新型コロナウイルス感染症が世界的な広がりを見せており、日本国内においてもサプライチェーン等への影響がすでに生じています。

政府においては、国民の命と健康を守ることを最優先に当面緊急に措置すべき対応策を取りまとめておりますが、足下の状況を踏まえ、影響を受けている中小企業・小規模事業者に対しても、補助制度や金融支援等により、幅広く中小企業支援を講じることとなりました。

つきましては、貴府省等の官公需の発注にあたっては、影響を受けている中小企業・小規模事業者に対し、契約の着実な履行はもとより、下記の事項に関する特段の御配慮についてお願い申し上げます。また、本内容に関しては、所管各部局（地方支分部局を含む。）及び独立行政法人等の契約担当窓口に至るまで、周知徹底していただくよう、お願いいたします。

記

1. 柔軟な納期・工期の設定・変更及び迅速な支払

国等は、中小企業・小規模事業者との物件等の契約において、例えば翌年度にわたる納期の変更など、年度末等の納期・工期について柔軟な対応を行うとともに、支払時期については、発注に係る工事等の完了後（前金払、中間前金払においてはその都度）、速やかに支払いを行うよう努めるものとする。

2. 適切な予定価格の見直し

国等は、新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けている需給の状況、原材料費及び輸送費等の最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づき、適切に予定価格の見直しを行うものとする。

3. 官公需相談窓口における相談対応

国等は、官公需相談窓口において、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者の相談に適切に対応するものとする。

以上